

ID: 204

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	敷地の目的外使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町営住宅条例 第57条		
<b>例規番号</b>	平成9年条例第33号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第57条の規定による。                  (敷地の目的外使用)</p> <p>第57条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日